

「国産材」マーク使用基準

「国産材」マーク（以下「マーク」という）の使用に関する基準を次に定める。

本基準で用いる用語の定義は、本基準に特段の定めがない限り、「『国産材』マーク使用許諾規約」（以下「規約」という）に定めるところによる。

1 マークの態様

- ・マークは、マーク本体と追記部分から構成される。
- ・マーク本体とは、全木連が商標権その他の権利を保有し管理する商標をいう。また、追記部分とは、全木連がマーク本体に追加記載することを認めた事項をいう。
- ・マーク本体は、規約、本基準その他全木連及びマークの使用許諾を行う事務局が定める規則類で認められたもの以外の改変をすることはできない。
- ・追記部分の表記は、使用許諾時に交付された使用許諾証の別紙の記載に従い、マークを使用する企業名と国産材率を記入するものとする。
- ・マーク本体、追記部分以外のマーク枠外には原則として文字、記号等を記入しないものとする。但し、事前に全木連の承認を得たものはこの限りではない。
- ・国産材率は、100%、50%以上、50%超、60%以上、70%以上、80%以上、90%以上のいずれかの表記とする。

なお、国産材率の表記は、使用者各自の責任において、不当景品類及び不当表示防止法（景品表示法）を遵守して適正に行うものとする。

- ・マークの寸法は、対象木材の形状によって、マークの相似形で寸法を変更して作成することができる。
 - ・マークの色は、黒字で表示するものとする（基本色）。
- 但し、カラー表示する場合は、深緑地（DICF304（ヴェール・エコッセ））に白字表記を推奨色とする。

なお、基本色又は推奨色では目立たない防腐木材等については、白字で表示する等、基本色又は推奨色以外の色に変更することができる。但し、その場合は、全木連より事前の承認を得るものとする。

- ・マークの表示方法は、スタンプ、印字、シール、ラベル、ステッカー等とする。



(出願番号 商願 2013-16085)

2 マークの使用対象

マークの使用対象は、丸太、製材（ムク材）、合板（単板を含む）、合板（天然木化粧合板）、集成材、繊維板、LVL（単板積層材）、防腐木材、複合フローリング、単層フローリング、プレカット材、木質内装材（フローリングを除く）、木質外壁材、木質系サイディング、その他とする。全木連は、使用対象を追加することができる。

3 マークの添付箇所

マークは、原則として各本、各枚に添付することとするが、これによりがたい場合は、梱包又はロットごとに一括して添付することができる。

なお、基礎杭等地中に埋めて使用される木材については、マーク使用者の責任において、マークを表示したプレートを地上に立てる等の方法により、マークを表示することができる。このとき、マークが当該木材以外の性能、品質、状態等を示すと消費者に誤認されるような態様でマークを表示してはならない。

また、マーク使用者の責任において、広告・冊子・ウェブサイトに掲載された使用許諾商品に国産材マークを添付することができる。このとき、マークが当該商品以外の性能、品質、状態等を示すと消費者に誤認されるような態様でマークを表示してはならない。

4 マークの表示場所と加工によるマーク消滅への対応

マークの表示は、マーク使用者（許諾を受けた者）が対象製品を出荷する段階でこれを行うのを原則とするが、マーク使用者の責任により、プレカット・防腐処理・住宅建設の段階で表示することもできる。また、プレカット、防腐処理等により表示されたマークが消滅したときには、当該マーク使用者の責任において、再表示することができる。

5 マークの保護・管理

使用者は、マークを、認められた使用許諾の範囲で、規約、本基準、その他全木連及びマークの使用許諾を行う事務局が定める規則類に従ってのみ使用することができる。使用者は、マークを

厳重に管理し、これを他人に使用させてはならない。

6 マーク使用許諾の申請

マークの使用許諾申請は、以下の品種別に、担当する事務局に対して行うことを基本とする。全木連は、担当する事務局の一覧を事務局のウェブサイトに掲載することがある。

(品種)

「丸太」、「製材（ムク材）」、「合板（単板を含む）」、「合板（天然木化粧合板）」、「集成材」、「繊維板」、「LVL（単板積層材）」、「防腐木材」、「複合フローリング」、「単層フローリング」、「プレカット材」、「木質内装材（フローリングを除く）」、「木質外壁材」、「木質系サイディング」、「その他」

7 品種の定義、国産材率の算定方法

品種の定義、国産材率の算定方法については、表1のとおりとする。

なお、規約第7条に定める措置に必要な書類審査、現地調査等は事務局が行う。

8 許諾番号の付与

使用許諾にあたっては許諾番号を付与し、使用許諾証に記載するものとする。

許諾番号は6桁とし、1桁目は品種別、次の2桁は地域別、次の3桁は使用者別とし、以下のように表示する。

1桁目：丸太 - R、製材（ムク材） - W、合板（単板を含む） - G、
合板（天然木化粧合板） - T、集成材 - L、繊維板 - B、LVL - V、
防腐木材 - P、複合フローリング - C、単層フローリング - S、
プレカット材 - K、木質内装材（フローリングを除く） - A、
木質外壁材 - D、木質系サイディング - E、その他 - J

次の2桁：全国 - 00

都道府県 - 01～47

次の3桁：使用者許諾申込順 - 001～（999）

9 その他

マークの商標権その他の権利が JAPIC から全木連に譲渡等される前に JAPIC が承認した事項については、全木連が承認したものとみなすものとする。

この基準に定めのない事項又は疑義が生じたときその他必要と認める場合には、全木連及び事務局は、JAPIC と協議のうえ、解決することができる。

*付記

2013年8月8日：策定

2014年1月16日：「8 許諾番号の付与」に「合板（天然木化粧合板） - T」を追加

2015年3月5日：

- ①「2 マークの使用対象」に「合板（天然木化粧合板）、木質内装材（フローリングを除く）、木質外壁材、木質系サイディング、」を追加
- ②「6 マーク使用許諾の申請」に「合板（天然木化粧合板）」、「木質内装材（フローリングを除く）」、「木質外壁材」、「木質系サイディング」、「その他」を追加
- ③「8 許諾番号の付与」に「木質内装材（フローリングを除く）-A、木質外壁材-D、木質系サイディング-E、JAPIC・その他-J」を追加
- ④「表1 品種、定義、国産材率の算定方法」に「品種；天然木化粧板」、「定義；合板に天然木の化粧単板を密着し一体化したもの」、「国産材率の算定方法；マークが使用される製品各本、各板における国内で伐採された木材の体積比率」を追加
- ⑤「表1 品種、定義、国産材率の算定方法」に「品種；木質内装材（フローリングを除く）」、「定義；建物の天井、壁等の内装用に加工した木製品であって、床板を除くもの」、「国産材率の算定方法；マークが使用される製品各本、各板における国内で伐採された木材の体積比率」を追加
- ⑥「表1 品種、定義、国産材率の算定方法」に「品種；木質外壁材」、「定義；建物の外壁用として加工した木製品」、「国産材率の算定方法；マークが使用される製品各本、各板における国内で伐採された木材の体積比率」を追加
- ⑦「表1 品種、定義、国産材率の算定方法」に「品種；木質系サイディング」、「定義；木質材料とその他の材料を複合化し板状に成型加工したもの」、「国産材率の算定方法；マークが使用される製品各本、各板における国内で伐採された木材の体積比率」を追加
- ⑧「表1 品種、定義、国産材率の算定方法」に「品種；その他」、「定義；上記品種のいずれにも該当しないもの」、「国産材率の算定方法；上記を参考とし、当該申請者の責任において、国産材率を計算する」を追加
- ⑨「表1 品種、定義、国産材率の算定方法」の「品種；LVL（単板積層材）」における国産材率の算定方法を「国内で伐採された木材100%のみ」から、「国産材率の算定方法；上記を参考とし、当該申請者の責任において、国産材率を計算する」に修正

2015年8月7日：国産材マークに関する商標権その他の権利のJAPICから全木連への譲渡に伴い 改正

2016年10月1日：

- ①「3 マークの添付箇所」に「また、マーク使用者の責任において、広告・冊子・ウェブサイトに掲載された使用許諾商品に国産材マークを添付することができる。このとき、マークが当該商品以外の性能、品質、状態等を示すと消費者に誤認されるような態様でマークを表示してはならない。」を追記
- ②「表1 品種、定義、国産材率の算定方法」の「品種；木質系サイディング」における国産材率の算定方法に「（ただし空隙を除く）」を追記

表1 品種の定義、国産材率の算定方法

品種	定義	国産材率の算定方法
丸太	磨き丸太、杭丸太等丸太の原型を保存した製品	国内で伐採された木材 100%のみ
製材 (ムク材)	柱状又は板状に加工した木材で、接着剤を用いて成型加工していないもの（縦継、節修正等の簡易な接着加工を除く）	国内で伐採された木材 100%のみ
単板	レース、スライサー等で木材を薄く切り取った板	国内で伐採された木材 100%のみ
合板	単板を数枚、繊維方向が互いに直角に交差するよう重ね合わせ、接着剤を用いて一体化したもの	マークが使用される製品各本、各板における国内で伐採された木材の体積比率
天然木化粧合板	合板に天然木の化粧単板を接着し一体化したもの	マークが使用される製品各本、各板における国内で伐採された木材の体積比率
集成材	ひき板又は小角材等を、その繊維方向に互いにほぼ平行にして、厚さ、幅及び長さ方向に集成接着したもの	マークが使用される製品各本、各板における国内で伐採された木材の体積比率
繊維板	主に木材などの植物繊維を原料として板状に成型加工したもの	マークが使用される製品各本、各板における国内で伐採された木材の体積比率
LVL（単板積層材）	単板積層材のことをいい、木材を比較的厚くむいた単板を繊維方向にほぼ平行にして積層接着したもの	マークが使用される製品各本、各板における国内で伐採された木材の体積比率
複合フローリング	表面に化粧材を張り合わせた構成層が2以上の床板	マークが使用される製品各板における国内で伐採された木材の厚さの比率（繊維板が含まれる場合は繊維板の国産材率により計算する）
単層フローリング	ひき板を基材とし、厚さ方向の構成層が1の床板	国内で伐採された木材 100%のみ
防腐木材 プレカット材	—	既に加工された木材を原料として、防腐処理、プレカット等の加工を行う場合は、当該申請者の責任において、国産材率を計算する
木質内装材（フローリングを除く）	建物の天井、壁等の内装用に加工した木製品であって、床板を除くもの	マークが使用される製品各本、各板における国内で伐採された木材の体積比率
木質外壁材	建物の外壁用として加工した木製品	マークが使用される製品各本、各板における国内で伐採された木材の体積比率

品種	定義	国産材率の算定方法
木質系サイディング	木質材料とその他の材料を複合化し板状に成型加工したもの	マークが使用される製品各本、各板における国内で伐採された木材の体積比率（ただし空隙を除く）
その他	上記品種のいずれにも該当しないもの	上記を参考とし、当該申請者の責任において、国産材率を計算する

以上